

令和8年度 諫早市立中学校 運動部及び文化部活動に係る運営規定

諫早市教育委員会
諫早市校長会
諫早市中体連
諫早市中文連

1 通常練習

(1) 平日の練習

- ① 活動時間は、長くとも2時間程度とし、完全下校時刻を厳守すること。

(2) 夏季休業日

- ① 活動時間は、3時間程度とすること。ただし、熱中症等の危険性が考えられる気象状況下では、練習内容・練習時間の変更及び中止を適切に判断すること。
- ② 指導者、顧問、保護者のいずれかの管理下で活動すること。
- ③ 原則、学校閉庁日を含む学校閉庁期間は部活動を休止とすること。

(3) 冬季休業日、春季休業日

- ① 活動時間は、3時間程度とすること。
- ② 指導者、顧問、保護者のいずれかの管理下で活動すること。
- ③ 帰宅時の危機管理に鑑み、日没を考慮して終了時刻を設定すること。

(4) 週当たりの活動時間

- ① 週当たりの活動時間は休日の認定地域クラブの活動も含み、16時間を超えないこと。

2 休養日について

- (1) 週当たり休日は認定地域クラブでの活動を含み2日以上の休養日を設けること。その場合、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上とする。
- (2) 毎月の第3日曜日（家庭の日）及び長期休業日の学校閉庁期間は、部活動及び大会、発表会を実施しない日（ノー部活動デー・ノー大会デー・ノー発表会デー）と位置付ける。また、公式大会（全国大会等）及び中文連が主催する大会を除き、大会には出場しない。
- (3) 長期休業日中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。

3 文化部の土・日（いずれか1日）・祝日の練習の活動について（令和8年9月30日まで）

- (1) 活動時間は、3時間程度とする。
- (2) 指導者や保護者が主体となって行うこと。
- (3) 大会前日に当たる場合は、練習を行ってもよい。ただし翌月曜日を休養日とするなど休養日を他の日に振り替え、適切に休養日を設定すること。
- (4) 3連休の場合は、必ず1日以上以上の休養日を設定すること。
- (5) 次に示す、土・日・祝日、長期休業中の合同会等における基本2事項を遵守すること。

- ① 事前に合同会計画書を提出し、校長の許可を得ること。
- ② 保護者に対して十分な説明を行い、理解と了承を得ること。

- (6) 各種大会、地域行事等への参加は、中文連が主催・共催する大会を除き、年間7回程度を上限とすること。（参加が連続週に渡ることがないように精査する。）

4 その他

- (1) 学校部活動（拠点校部活動含む）と地域クラブ活動が連携して活動した場合も、活動時間は上記「1及び2」を遵守する。逸脱した場合、中総体参加の可否を検討する会を持つ。
- (2) 指導者の暴力等への対応は、「運動部活動顧問等の部活動指導中における暴力・体罰・セクハラ等に対する長崎県中学校体育連盟の対応」に基づく。